

佐賀県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年六月八日から平成二十二年七月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字早里二六八八番一 地先から 伊万里市瀬戸町字早里三〇一三番一 六四地先まで	平成二二・六・八